

大田区 骨髄移植ドナー支援事業

大田区では、骨髄等移植の推進とドナー登録者の増加を目的として、「骨髄移植ドナー支援事業」を実施しています。提供者（ドナー）と勤務先事業所に対し助成金を交付しています。

一人でも多くの白血病や血液疾患等の患者さんを救うためにも、あなたの登録が大きな希望となります！

対象者

★提供者（ドナー）以下の要件を満たしている方

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクにドナー登録している方
- (2) 通院又は入院期間において大田区民であった方
- (3) 骨髄又は末梢血幹細胞の提供を完了しており、これを証明する書類の交付を受けた方

★ドナーが勤務する事業所

- (1) ドナーが勤務する国内事業所（国・地方公共団体、独立行政法人を除く）

助成額

ドナーが通院・入院に要した日数に応じた助成金を交付します

★提供者（ドナー） 1日につき2万円（通算7日を上限とします）

★ドナーが勤務する事業所 1日につき1万円（通算7日を上限とします）

申請期限

骨髄又は末梢血幹細胞の採取に伴う入院をして退院した翌日から1年以内

申請方法

★必要書類 申請書（ドナー用）、日本骨髄バンクが発行する証明書

※勤務事業所の申請も行う場合は、「申請書（事業所用）」「勤務事業所の所在が分かる書類」、「ドナーとの雇用関係を証明する書類」も必要です。）

★提出方法 必要書類を、下記提出先まで持参又は郵送してください。

申請書のダウンロードおよび詳細のご確認は、大田区ホームページ(↓)から
お願いいたします。

<提出先・問合せ>

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区 健康政策部 健康医療政策課 地域医療政策担当
TEL：03-5744-1264



はむびん 大田区公式PRキャラクター